

## 本当に資産でいいのか!? 繰延資産

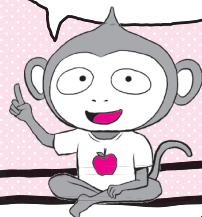
B/Sの(資産)の部は大きく3つに分かれて表示されます。

I流動資産、II固定資産、そしてIII繰延資産くりのべしさんです。

貸借対照表 (B/S)

(資産)	(負債)
I 流動資産	(純資産)
II 固定資産	
有形固定資産	
無形固定資産	
III 繰延資産	

表示の話は実戦編  
32コマでまたやります



いまは眺めとい  
てください

I 流動資産 = すぐに現金になる資産

II 固定資産 = すぐに現金にはならない資産

この程度に思っておいてください。

どちらも、少なくとも売ったらお金になる資産です。

これらに対し、III繰延資産くりのべしさんは売る価値のない不思議な資産です。

わかりづらい不思議な資産と言われていますが、

理解するためのキーワードがあります。“既費消・既支出きししょう きししゅつ”です。

### 例えばの話



みなぎりドリンクを買う。(=既支出きししゅつ)



ガコン

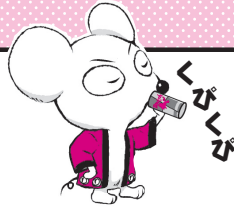


みなぎりドリンク	200	現金	200
(資産)		(資産)	

(資産) -	(負債)
+	(純資産)
(費用)	(収益)

お金を払っているので、既に支出しています。

2

飲む。(=<sup>きひしょう</sup>既費消)うまうま…  
くせになる味だよネ

みなぎり費 (費用)	200	みなぎりドリンク (資産)	200
---------------	-----	------------------	-----

(資産)⊖	(負債)
	(純資産)
(費用)⊕	(収益)

飲んでるので、既に費消しています。

費消とは、使ってなくなることです。

3

みなぎる。(約30分間)



ネズミの店主の握力は

いつもは2kgですが、今は6kgにまで高まっています。

②では、みなぎるための(費用)である『みなぎり費』が計上されていましたが、“みなぎった状態”というのは、店主にとっては(資産)とも考えられます。

役に立っていれば目に見えないものでも(資産)です。

そこで、『みなぎり費』を(費用)ではなく(資産)とする会計処理も考えられます。

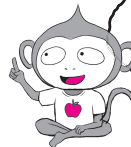


みなぎり費 <del>(費用)</del> (資産)	200	みなぎりドリンク (資産)	200
----------------------------------	-----	------------------	-----

(資産)⊕	(負債)
	(純資産)
	(費用)⊖
	(収益)

『みなぎり費』は  
資産とも費用とも  
解釈できる!!

(資産)	(負債)
	(純資産)
(費用)	(収益)



このみなぎった状態と  
いうのは、売ろうと思っ  
ても売れません



このように(費用)のはずなんだけど、効果がしばらく持続するので(資産)とも解釈できるようなものがあります。

それを資産計上したものが、繰延資産です。

ポイントは、なんといっても“既費消・既支出”の資産という点です。

原則は(費用)、問題文に指示があれば容認として(資産)にします。

(資産)とした場合には、無形固定資産と同様、残存価額を0で償却します。

『繰延資産』

- 株式交付費…株式を発行する費用(会社設立後)
- 社債発行費…社債を発行する費用
- 創立費…会社の創立にかかった費用(会社設立時)
- 開業費…会社を開業するのににかかった費用
- 開発費…新市場の開拓などににかかった費用

容認

子キ子キ勘定科目

●(資産)	(負債)
	(純資産)
●(費用)	(収益)

原則



繰延資産は  
この5つだけに  
限定されているんだよ

### 設例 (14)-2

次の取引について仕訳を示しなさい。ただし、勘定科目は、次の中から最も適当と思われるものを選ぶこと。

株式交付費    社債発行費    創 立 費    広告宣伝費

**取引** 会社の設立にさいして、設立に伴う登記費用等 ¥ 800,000 と株式発行に伴う諸費用 ¥ 170,000 を現金で支払い、繰延資産として処理した。



$$¥800,000 + ¥170,000 = ¥970,000$$

創 立 費	970,000	現 金	970,000
( 資 産 )		( 資 産 )	

「現 金」 $\ominus$	( 資 産 )	( 負 債 )
	( 純 資 産 )	
「創 立 費」 $\oplus$	( 費 用 )	( 収 益 )

会社設立にさいしての諸費用を繰延資産にする場合には、

『創立費』になります。

『株式交付費』は、会社の設立後に、株式を追加で発行するときの諸費用で使われる勘定科目です。

また、株式を発行するときには、株主を募るための広告費もかかっていますが、この場合の広告費もまとめて『創立費』（会社設立時）や『株式交付費』（会社設立後）とします。『広告宣伝費』にはしない点に注意しましょう。

